

“共生社会”の実現のために ～合理的配慮の提供について～

合理的配慮とは

- 障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。
※ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されています。
- 学校と本人及び保護者が共通理解を図り、可能な限り、合意形成を図ることが望ましく、個々の子供の実態把握が重要であり、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携することが求められています。



入学試験や検定試験における合理的配慮の内容例

視覚障害

・拡大文字や点字、拡大検査用紙、拡大鏡、単眼鏡、拡大読書器等の使用等

聴覚障害

・テロップ、強音放送、座席の配置、筆談、口話、実音聴取に代わる筆記問題の受験、補聴器や補聴器用マイクの使用、指示事項や面接の質問事項をメモで示す等

肢体不自由

・車椅子での受験、車椅子用の机の使用、チェック解答、タブレットPC解答、口述解答(代筆)、規定の範囲内での時間延長等

その他

・別室受検、筆談(音読を口話又は筆談で実施)、発話への配慮、タブレット端末等のICT機器の使用等



障害種別	合理的配慮の例
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室での拡大読書器や書見台の利用, 十分な光源の確保と調整(弱視) ・ 音声信号, 点字ブロック等の安全設備の敷設(学校内・通学路とも) ・ 障害物を取り除いた安全な環境の整備(例えば, 廊下に物を置かないなど) ・ 教科書, 教材, 図書等の拡大版及び点字版の確保
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ FM式補聴器などの補聴環境の整備 ・ 教材用ビデオ等への字幕挿入
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具, 作業室等の確保 ・ 漢字の読みなどに対する補完的な対応
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保 ・ 医療的支援体制(医療機関との連携, 指導医, 看護師の配置等)の整備 ・ 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保 ・ 障害の状態に応じた給食の提供
病弱・身体虚弱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保 ・ 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保 ・ 入院, 定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完 ・ 学校で医療的ケアを必要とする子どものための看護師の配置 ・ 障害の状態に応じた給食の提供
言語障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ スピーチについての配慮(構音障害等により発音が不明瞭な場合)
情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保 ・ 対人関係の状態に対する配慮(選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合など)
LD, ADHD, 自閉症等の発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別指導のためのコンピュータ, デジタル教材, 小部屋等の確保 ・ クールダウンするための小部屋等の確保 ・ 口頭による指導だけでなく, 板書, メモ等による情報掲示

